

兄弟姉妹の扶養義務を巡る諸問題

法人参与・東大和療育センター事務長 小林 昇

守る会は平成18年度に福祉医療機構の助成を得て、重症心身障害児者兄弟姉妹への支援策を親の会全国4ブロックで実施しました。この事業は、鹿児島大学大学院臨床心理学研究科平川忠敏教授（当時）が鹿児島県と宮崎県で以前から取り組んでおられた「きょうだい支援」にヒントを得て、法人の宇佐美岩夫理事（当時）が企画したもので、平川教授に加えて「全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会」の田部井恒雄会長（当時）にもご協力をいただきました。

近年になって藤木和子弁護士が「全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会」の副会長に就任されたこと、法務省の家族法の考え方に変化が見られること、足利病院の田村義弘総務部長と東大和療育センターの小林昇事務長（両人とも本部参与兼務）が、それぞれ東京大学と一橋大学の法学部出身であることなどから法律的な議論をするに機が熟したと考えた茶圓が、両参与に対し兄弟姉妹の扶養義務に関して研究すべしと要請しました。

研究の目的は、我妻栄東京大学名誉教授（当時）の「親族法」（有斐閣・昭和36年初版）にある「直系血族間の扶養義務は、主として成年に達した子と親との関係であるが、すべての近代法に認められるものである。これに反し、兄弟姉妹はこれを認める立法例はむしろ少ない（ドイツ民法、フランス民法にはない）」とのわが国の状況が、その後60余年を経過した今でも変更されていないことについて、是非を問おうとするものです。

なお、小林事務長が大学時代に家族法のゼミに属していたことから一橋大学の現在の家族法ゼミにコンタクトして、ゼミを主宰する石綿はる美准教授に研究を指導していただくことになりました。石綿准教授は法制審議会家族法制部会幹事の役に就いておられました。

本論文は小林事務長が執筆し、茶圓および田村総務部長との討論、藤木弁護士の関与、そして石綿准教授のご指導を経て完成したものです。

（法人副理事長 茶圓光彦）

はじめに

民法のうち親族及び相続に関する事項を定めた「家族法」は、私たちが社会生活を送る上で基準となる道徳や習俗などを含んだ法律である。扶養義務条項もその一つで、近親者が生活に困窮する時に互いに扶養することは自然の人情であり道徳や習俗になうものであるとして、直系血族及び兄弟姉妹等の扶養義務を定めている。

しかし、こうした道徳や習俗は時代とともに変化するものであり、現実と法律との間に乖離が生じることもある。本稿では、家族構成の変化、生活保護との関係など民法の定める扶養義務、特に兄弟姉妹の扶養義務を巡る諸問題について検討する。

1. 民法の扶養義務条項の概要

民法の扶養義務に関する主な条項は図表1のとおりである。第877条では直系血族及び兄弟姉妹、特別な事情があるときは三親等内の親族間に扶養義務があると明記されており、夫婦間については第752条

(図表1) 民法の扶養義務に関する主な条項

第877条	直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
2	家庭裁判所は、特別な事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
第752条	夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。
第760条	夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

及び760条を根拠に扶養義務があるときとされている。

民法の扶養義務条項は他の法律にも広く適用されている。例えば、生活保護法第4

条2項では「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」、また同法第77条には「被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならぬ者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる」と定められている。また、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などにも、国庫や市町村長が支弁した費用を扶養義務者から徴収できるとの定めがあり、民法の扶養義務条項が多方面に影響を与えている²⁾。

2. 諸外国の状況と明治民法との相違点

扶養義務者の範囲に関する諸外国の状況は図表2のとおりである。扶養義務者の範囲を夫婦間及び未成年の子に対する親に限定している国が多く、兄弟姉妹を扶養義務者としている国は少ない³⁾。ドイツでは直

(図表2) 諸外国における扶養義務者の範囲

	扶養義務者の範囲
スウェーデン	① 夫婦間 ② 独立前の子に対する親
フランス	① 夫婦間 ② 未成年の子に対する親 ③ 子の父母及び尊属 ④ 婿・嫁と義父母間 ⑤ 共同生活を営むカップル間 (契約締結が条件)
ドイツ	① 夫婦間 ② 未婚の未成年子に対する父母 ③ 直系血族間 ④ 離婚後の配偶者
イギリス	① 夫婦間 ② 未成熟子に対する親
アメリカ	州によって異なるが概ね次のとおり ① 夫婦間 ② 未成年の子に対する親
日本	① 夫婦間 ② 直系血族及び兄弟姉妹間 ③ 三親等内の親族間

(出所) 近畿弁護士連合会編「生活保護と扶養義務」

系血族間に⁴、フランスでは子の父母及び尊属などにも扶養義務があるが、いずれも兄弟姉妹間の扶養義務は定められていない。次に改正前の民法(明治民法(1898

年公布)における扶養義務条項を現行法と比較してみよう。明治民法第954条には「直系血族及び兄弟姉妹は互に扶養を為す義務を負ふ」と定められており、扶養義務者の範囲は現行法とほぼ同様である。兄弟姉妹については、明治民法第955条では扶養の順位が定められており兄弟姉妹は第6番目となっているのに対し、現行法では

順位の定めはなくまず当事者間で協議をして、これが調わな⁵いときは家庭裁判所が定めるとしている。また、明治民法第959条は被扶養者に過失がない時にのみ兄弟姉妹に扶養義務があるとしていたのに対し⁶、現行法はこの点も家庭裁判所の判断に委ねている。

このように現行法の扶養義務条項は、扶養義務者の範囲については諸外国に比較して広い。また明治民法と比較すると条文数

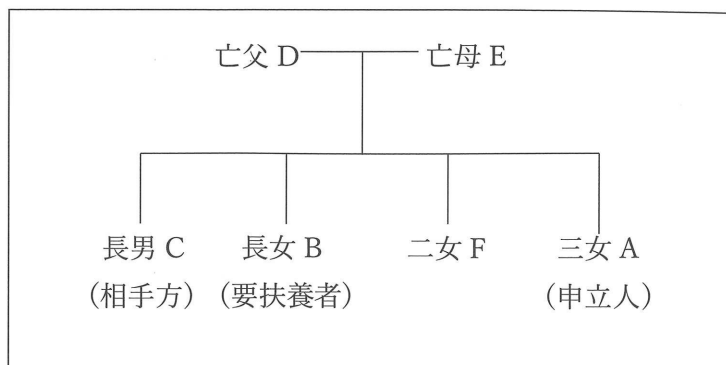
は少なくなり広く家庭裁判所の判断に委ねられている部分が多くなっているが、裁判官によっては扶養義務が広く解釈される可能性がある。

3. 民法の扶養義務条項の解釈

このような特徴を持つ民法の扶養義務条項であるが、判例・通説⁷は以前より図表3のように解釈し、扶養義務の内容の限定・明確化を図っている。

これによると、扶養義務者を「絶対的扶養義務者」と「相対的扶養義務者」に分け、「絶対的扶養義務者」を夫婦、未成年の子に対する親、直系血族、兄弟姉妹とし、「相対的扶養義務者」を三親等内の親族で家庭裁判所が特別の事情があると認める者、としている。さらに「絶対的扶養義務者」が負う義務を「生活保持義務」と「生活扶助義務」に分け、「生活保持義務」は夫婦および未成年の子に対する親が負うべきもので、扶養にあたっては自らと同水準の生活を提供するものとされている。一方、「生

(図表4) 事案の家族関係



は、長女Bの潜在的稼働能力は年収50万円程度であり生活保護基準の定める額である月約8万円に満たないから要扶養状態にあるとし、三女Aには扶養能力がないから、

長男Cと二女Fで月額4万円ずつを分担するのが相当であるとして、長男Cに対して長女Bに月額4万円を支払うよう命じ、三女Aの扶養料の求償請求については、過去の長女Bへの金銭援助等は扶養の趣旨でなされたものではないとして却下した(東京家庭裁判所平成26年(家)第6688号平成28年3月25日審判(判例タイムズ1446号131頁家庭の法と裁判12号78頁))。【抗告審】この決定を不服として三女Aが抗告を行った。抗告審では、長女Bはうつ病により就労不能で要扶養状態にあると認め、生活扶助義務に基づく扶養料の額は、生活保護基準を目安として定めるのが相当であるとして月額8万円とし、三女A及び二女Fには扶養能力が認められないとして、長男Cに対して長女Bに月額8万円を支払うよう命じた。そして、過去に三女Aが長女Bに支払った扶養料については、遅くとも長男Cが三女Aから扶養料の精算を求められた時点では長女Bは要扶養状態にあったとして、同時点からの28か月分(月額8

万円)の2分の1である112万円を長男Cに求償できるとした(東京高等裁判所第20民事部平成28年(ワ)第705号平成28年10月17日決定(判例タイムズ1446号128頁家庭の法と裁判12号75頁))。

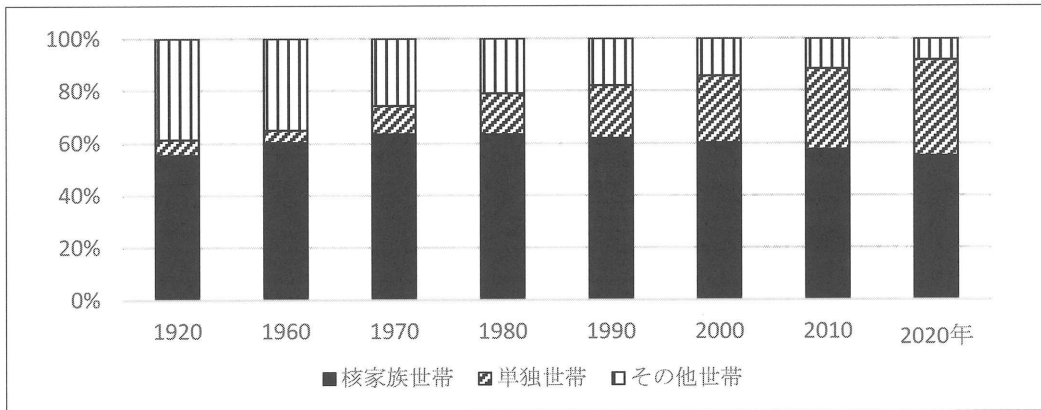
5. 家族構成の変化

明治政府が中央集権化を推し進める中で採用されたのが、江戸時代の武士階級で行われていた家父長制に基づく家制度であった。家は家父長である戸主と同一戸籍にある者で構成され、戸主は家の統率者であり全ての財産権を持ち、家督相続という形で通常は長男に承継された。一方で、戸主は家族を扶養する義務を負っており、民法が直系血族及び兄弟姉妹間等の扶養義務を定めた背景には、このような家制度があったものとみられる。戦後、個人の尊厳と男女の平等を掲げた日本国憲法が施行されたのに伴い、民法の改正(1947年公布)も行われ、家制度は廃止され諸子均分相続となった。しかし、審議の過程では、

家制度を維持し親族共同生活を重視すべきなどの意見も根強く、家族のあり方を巡る論争が紛糾したこともあり、憲法改正に伴う必要不可欠な条文の改正をすることでま^り、直系血族及び兄弟姉妹間の扶養義務はそのまま残された。

家制度の廃止、諸子均分相続、経済成長に伴う都市への人口移動などにより家族構成は大きく変化している。まず、家族類型別の世帯割合を見てみよう（図表5）。グラフに示した核家族世帯とは、「夫婦のみ」「夫婦と子ども」「男親と子ども」「女親と子ども」からなる世帯を指すが、その割合は1920年（55.3%）から1970年（63.5%）までは増加し、その後徐々に低下し2020年には55.1%となっている。一方、急速に増加してきたのが、「単独世帯」であり1920年の6.0%から2020年には36.8%となっている。この間、親子三世代や成人した兄弟姉妹などが同居する「その他の世帯」の割合は、1920年の38.7%から2020年の

（図表5）家族類型別世帯割合の推移*



（注）核家族世帯は、「夫婦のみ」「夫婦と子ども」「男親と子ども」「女親と子ども」からなる世帯
（資料）国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2023）」

8.1%まで減少している。このように、明治民法が念頭においた家族構成は既に過去のものとなり、核家族世帯や単独世帯が中核となっている。

次に、諸外国の状況を見ると（図表6）、核家族世帯が概ね50〜60%、単独世帯が30〜40%となっており、日本の世帯割合と大差ない。このような家族構成を背景に、多くの国では扶養義務者の範囲を夫婦及び未成年の子に対する親に限定してきたとみられ、同様の家族構成となっている日本も、諸外国と合わせるのが妥当と考えられる。さらに、児童のいる世帯の児童数の推移をみると（図表7）、児童のいる世帯の割合が急速に減少しているのが目立つ。児童のいる世帯の児童数をみても、3人以上の世帯は1975年の8.4%から2021年には2.8%に、2人の世帯は1975年の24.6%から2021年には8.2%に減少しており、兄弟姉妹間の扶養が難しくなっている状況が浮き彫りになっている。

(図表6) 国別の家族類型別世帯割合

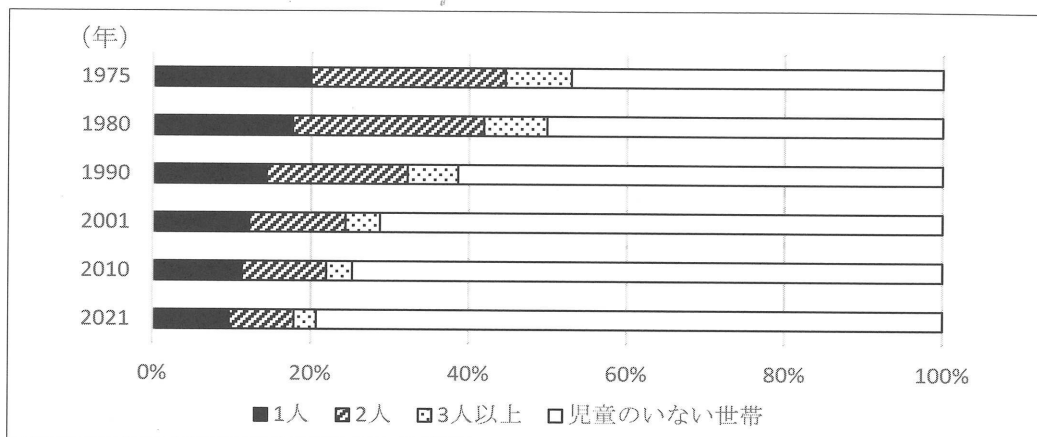
(%)

	核家族世帯	単独世帯	その他世帯	合計
フィンランド (2010年)	55.0	41.0	4.0	100
イタリア (2011年)	64.8	31.2	4.0	100
ドイツ (2011年)	59.0	37.3	3.7	100
イギリス (2011年)	61.4	30.6	8.0	100
アメリカ (2010年)	58.0	26.7	15.3	100
日本 (2020年)	55.1	36.8	8.1	100

(注) 括弧内は調査年

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 (2023)」

(図表7) 児童のいる世帯の児童数の推移



(注) 児童：18歳未満の未婚の者

(資料) 厚生労働省「国民生活基礎調査 2021年」

6. 扶養義務と生活保護

先に述べた通り生活保護法第4条2項は「民法に定める扶養義務者の扶養は生活保護に優先して行われる」(扶養優先の原則)と定められていることから、扶養義務と生活保護の関係をどのように解釈するかが議論されてきた。

2012年に人気タレントの母親が生活保護を受けていると大きく報道された。収入が増えた後は福祉事務所と相談しながら仕送りを行っており不正受給にはあたらなかつたが、道義的に問題があるとして非難の声が巻き起こった。その後、2013年には生活保護法が改正され、扶養義務者への対応が強化された。具体的には、生活保護の決定や費用徴収のために調査が更に必要な場合には保護実施機関は扶養義務者に報告を求めることができる(第28条2項)、生活保護決定の際に申請者の氏名などが扶養義務者へ通知される(第24条8項)、などの条項が盛り込まれた。

ただ、厚生労働省は「生活保護法第4

条2項は）実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであり（援助の分だけ生活保護費を減額する）、扶養義務者による扶養の可否等が、生活保護の要否の判定に影響を及ぼすものではない^{11,12}、また、生活保護の要否を判定する際に実施する扶養義務者への扶養照会も「扶養履行が期待できない者へは行わない」¹³などの見解を示し、引き続き「扶養優先の原則」は限定的に解釈・運用されているとみられる。

しかし、人気タレントの事例にみられるような世論の動向や国の財政事情によっては、扶養義務条項がある限り、「扶養優先の原則」が厳格に運用され扶養義務者への追求が強まる可能性があることには留意が必要である。

7. 家族法改正の動き

家族のあり方が変化しているのに伴い、2010年以降家族法について大きな改正

が相次いでいる。民法第900条4号について非嫡出子¹⁴の法定相続分を嫡出子の2分の1とする部分は憲法違反であるとの最高裁決定¹⁵を受けて、改正されたのもその一つである。最高裁が違憲とした理由をみると、まず「時代の変遷」を挙げている。

具体的には、①現行法の改正当時（1947年公布）は、相続財産は嫡出の子孫に継承させたいとの気風が強かったが、現在では高齢化の進行に伴い生存配偶者の生活保障としての意義が高まるなど相続財産の持つ意味に大きな変化が生じていること、②

改正当時は非嫡出子への差別的な国民意識が残っていたが、晩婚化・非婚化・少子化が進み離婚件数も増加するなど婚姻・家族の形態が著しく変化するなか国民意識も多様化していること、③改正当時は非嫡出子への相続分を制限する国が多かったが、現在は相続分に差異を設けている国は欧米諸国にはなく世界的にも限られた状況にあるとしている。また、父母が婚姻関係になかったという子にとって自ら選択・修正す

る余地のない事柄を理由に不利益を及ぼすのは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであると、述べている。

この判決理由は兄弟姉妹の扶養義務にも当てはまる部分が多い。先に述べたように家族構成が大きく変化しているほか、諸外国では兄弟姉妹の扶養義務を定めている国は少ない。また、どのような兄弟姉妹を持つかは自ら選択の余地のない事柄である。こうした観点からみると、兄弟姉妹の扶養義務条項も見直しを検討すべき家族法の一つといえよう。

なお、非嫡出子の相続問題は少子化という観点からも議論された。欧米諸国では法律婚以外の形での結びつきが一般化し、それに伴い非嫡出子の出生率が高くなっている。このことが国全体の出生率低下に歯止めをかける一因となっているとの見方が示されたことから¹⁶、民法第900条4号が非嫡出子の出生を抑制し、少子化の一因となっているのではないかと意見も出された。これと同様に、障害児者の兄弟姉妹が、

扶養義務条項があるために、自らの結婚や出産に躊躇するようなことがあるのであれば¹⁷、この条項の見直しにより出生率の上昇も期待できる。

おわりに

障害児者の兄弟姉妹に対するアンケート調査によると¹⁸、「あなたは小学生の頃、将来兄弟姉妹の面倒をみなければならぬと感じていたか」という質問に対して、30.2%が「すごく感じていた」、42.0%が「少し感じていた」と回答している。また、「兄弟姉妹の面倒をみることに不安を感じているか」という質問に対して、26.2%が「すごく感じていた」、49.3%が「少し感じている」と回答している。回答の背景には、「親が亡くなった後は、障害児者の面倒は兄弟姉妹がみるもの」という根強い考えがあると思われる。民法877条は法的にもこれを裏付けるものとなっている。このような障害児者の扶養という観点からも、自ら選択する余地のない境遇に生まれた兄弟姉

妹に対して、法律により扶養義務を負わせるのは衡平を欠くのではないか。これまでみてきたような状況も勘案すると、兄弟姉妹の扶養義務については見直しを検討すべき時期にきているといえよう。

〈補論〉

① 相続財産と扶養義務について

親からの相続財産があることを兄弟姉妹間の扶養義務の根拠とする見解がある¹⁹。そこで相続人一人当たりの親からの金融資産（住宅・宅地を除く）の相続額を試算してみた。まず金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査2023年」により70歳代（二人以上世帯）の一世帯平均金融資産保有額（預貯金・有価証券等）をみると1,757万円であった。これを相続財産とみて、令和4年度に相続税を申告した被相続人の平均相続人数である2.18人（国税庁「相続税の申告事績の概要」）で割ると、相続人一人当たりが相続する金融資産は806万円と推計される。ただ、

これは平均値であり一部の多額の金融資産保有者が引き上げている可能性があるため、中央値（データを小さい順に並べたときの中央の値）をみると700万円であり、相続人一人当たりが相続する金融資産は321万円と推計される。この推計値をみる限り、親からの相続財産を兄弟姉妹間の扶養義務の根拠とするのはやや薄弱といえよう。

② 民法改正について

2024年5月17日に成立した「民法等の一部を改正する法律」では、第817条の12において「父母は（略）その子が自己と同程度の生活を維持することができるように扶養しなければならない」と規定しており、父母の子に対する扶養義務は「生活保持義務」であることを明記している。同様に兄弟姉妹の扶養義務を軽減するという観点から、「生活保持義務」より軽い「生活扶助義務」を負うことを明記にするという考え方もありうるが、「生活扶助義務」であっても義務を負わせること自体に問題があるというのが本稿の見解である。

【参考文献等】

- 1 我妻栄他「民法案内1 私法の道」266 P53
- 2 市町村によっては「費用の徴収に関する規則」により扶養義務者を直系血族及び配偶者に限定し、家計の主宰者でない兄弟姉妹を除外している。
- 3 ギリシャ、イタリア、スペイン、ポルトガルなどの南欧諸国は兄弟姉妹間の扶養を肯定している（横山潤「扶養義務の準拠法に関する法律考」国際私法年報第20号（2018）P6）
- 4 直系血族間の扶養義務は1親等以内の親族で当該親族の収入が10万ユーロを超える場合に限定されている（近畿弁護士連合会編「生活保護と扶養義務」P99）
- 5 富井起草委員は「兄弟姉妹は近い血族とはいえ、自分の親、子、孫もいて、自分や配偶者のことも考えなければならぬのであるから、法律上の義務を広くするわけにはいかないのではないか」と述べている（平田厚「民法877条（扶養義務者）の系譜と解釈」明治大学法科大学院論集巻23 P10）
- 6 昭和29年7月5日福岡高裁決定（家庭裁判月報6巻9号41号）
- 7 中川善之助「親族的扶養義務の本質—改正案の—批判」（法学セミナー臨時増刊（253）P190）
- 8 中川善之助「親族的扶養義務の本質—改正案の—批判」（法学セミナー臨時増刊（253）P192）
- 9 藤京子「家族形態の変遷—「個」を中心とした新たな家族形態へ—」（千葉敬愛短期大学研究紀要第32号P104）
- 10 我妻栄編「戦後における民法改正の経過」P77 P267
- 11 厚労省「生活保護問答集の一部改正について」（令和3年3月30日付厚労省事務連絡）
- 12 中山直子「判例先例親族法扶養」（P2）では、「扶養優先の意味について、扶養義務者が現実扶養を行った場合に生活保護の必要性が減じる限りで保護が受けられなくなるという事実上の順位説が立法者の意思であり、多数説である」とされている。
- 13 厚労省「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」（令和3年2月26日付厚労省事務連絡）
- 14 法律上の婚姻関係にない男女間に生まれた子
- 15 平成25年9月4日最高裁決定（民集67巻6号1320頁）
- 16 内閣府「平成17年版国民生活白書」P65
- 17 全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会「障がいのある人のきょうだいに関するアンケート調査報告書」によると（調査時期：2019年6～9月、n=165）、結婚経験がある人に対する「結婚にあたってどのような心配（不安）があったか」という質問に関して、「相手家族の理解」（30%）、「相手の理解」（21%）、「きょうだいの世話」（21%）、「遺伝」（13%）などの回答があった（複数回答、P37）。
- 18 公益財団法人国際障害者年記念ナイスハート基金「障害のある人のきょうだいへの調査報告書」P40、P43（調査時期：2007年12月～2008年3月 n=424）
- 19 明治民法の起草者の一人である梅謙次郎は、扶養義務の責任根拠として、「近親或は自然の愛情」とともに、「家産の相続」をあげている（梅謙次郎「民法要義 卷之四 親族編」P529）